

会 務 月 報

第309号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成20年11月 常任理事会概要

1. 日 時 平成20年11月14日(金)13:30～16:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

特別出席

井上俊之国土交通省住宅局建築指導課長

宿本尚吾国土交通省住宅局建築指導課企画専門官

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長、
吉田茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

八島英孝副会長、木村 旭常任理事

(2) 議事進行役の選任

今回の議事進行は山崎善利副会長が行うこととなった。

(3) 専決事項

1) 第105回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び
運営等の決定の件

事務局より、第105回建築士事務所協会全国会長会議等
の日程と運営について資料1によって次の通り説明が
なされた。

平成20年12月2日(火) 会場: 八重洲富士屋ビル

10:00～12:00 12月通常理事会(3F「赤松の間」)

13:00～13:50 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:00～16:30 第105回建築士事務所協会全国会長会議
(2F「桜の間」)

議長より、同議案の決定について諮ったところ、平成20
年12月2日に第105回建築士事務所協会全国会長会議を
開催することとし、当日の行事日程及び運営について
は資料1のとおりとすることを決定した。

2) 第34回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の
決定の件

事務局より、第34回全国大会運営特別委員会の設置目
的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料2によ
って説明がなされた。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、第34回
全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成等を資料
2のとおりとすることを決定した。

(4) 協議事項

1) 平成20年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料3-1及び3-2によって平成20年度上半
期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証
明業務登録機関特別会計について説明がなされた。

なお、事業報告では、管理建築士資格取得講習で受講申
込が予想より増加したこと、改正建築士法施行に係る
対応で委員会等が数多く開催されていること等報告さ
れた。このため職員の時間外勤務が増加し、11月12日に
行われた監査会においても職員に対する労務管理につ
いて指摘があった。

協議の結果、平成20年度上半期事業報告及び収支報告を資料3-1及び3-2のとおり、12月通常理事会に報告することとした。

2)平成20年度の収支予算更正について

事務局より、平成20年度収支予算更正について資料4によって8項目の要因が説明され、更正内容について次の趣旨の概要説明がなされた。

一般会計での必要な予算更正科目は、講演講習会及び図書販売等に係る収支、全国大会参加費収入、広報費、組織強化助成金、職員人件費、租税公課、財政安定積立預金支出、前期繰越収支差額等である。福利厚生特別会計での更正科目は、職員人件費、前期繰越収支差額等である。適合証明業務登録機関特別会計での更正科目は、登録料収入及び登録者が減少したことによる登録事務費等各種事業費、職員人件費、財政安定積立預金支出、前期繰越収支差額等である。

協議の結果、平成20年度収支予算更正について資料4のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

3)UIA2011東京大会日本組織委員会からの要請への対応について

専務理事より、UIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)から組織拡充の提案がなされ、次の2点について対応が求められている旨の説明が資料5によってなされた。

JOBの役職として副会長職を設け、日事連会長を含む4会の会長等が副会長に就任すること。

各活動部会への各会推薦メンバーの参加

この件について協議した結果、次のとおり対応することとした。

については日事連の会長が副会長の就任要請を受けることとする。 については、当面は日事連より新たなメンバーを推薦せず、現行メンバーでの運営で対応してほしい旨を申し入れる。

4)12月通常理事会の議題等について

12月通常理事会の議題等について資料6により協議が

なされた。

協議の結果、原案どおり、資料6を12月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(5)報告事項

1)建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について

専務理事より、建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について次の7項目の内容の説明が資料7によってなされた。

一級建築士の懲戒処分基準の見直しについて、設計・工事監理等の業務報酬基準の改定案について、工事監理のガイドラインの策定について、建築士受験資格の実務経験に係る大学院のインターシップ教育について、重要事項説明制度の創設への対応について、建築技術基準・制度運用調査委員会及び各WGの発足について、社会資本整備審議会建築分科会への諮問について

2)四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について

常務理事より、四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について次の概要報告が資料8によってなされた。

四会推奨標準様式は、10月31日より四会ホームページ及び(財)建築行政情報センターのホームページよりダウンロードが可能となる状態にした。解説書は11月20日に発行する予定である。単位会等での講習会の実施のための講師説明会を11月21日に東京で行う。

3)建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の状況について

事務局より、資料9によって次の趣旨の報告がなされた。

建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会では、本年11月28日に改正建築士法等が施行されることに伴い現行約款の改正すべき事項の検討を行っている。現在、新しい業務報酬基準の改定告示に示される標準業務内容等との整合を図るための作業を行っているが、

改定告示が遅れるため作業も遅れ、改正約款の発行は平成20年2月下旬頃になる。改正版発行までの期間の現行契約書式等の取扱いについては、11月19日に建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会を開催し、その対応を検討する。

4)「憲章」デザイン(案)について

野呂広報・渉外委員長より憲章のデザイン案について資料10により説明がなされた。新しい建築士事務所憲章(以下「憲章」という)は、平成20年5月27日の理事会で決定し、6月16日の全国会長会議で報告している。この憲章については、単位会によって大きくデザインが異なっていて使用されることによる混乱を避けるため、標準デザイン案として文字の種類、文言の改行、枠のデザイン等についてワーキングチーム及び広報・渉外委員会で検討し、今回資料10のような形でまとめたものである。

これらについて意見交換をした結果、標準デザインとして資料10を決め、デザイン詳細、日事連マーク等の指定色がわかるよう単位会に連絡することとした。なお、憲章に単位会名を表示したい場合は、それを拒まないこととする。

5)会員・構成員異動報告

平成20年9月末日、10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料11のとおり。

平成20年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,730事務所、賛助会員5社

平成20年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,723事務所、賛助会員5社

名称変更 (新)社団法人沖縄県建築士事務所協会
(平成20年10月7日付)

(旧)社団法人沖縄県建築設計事務所協会

6)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料12、資料13により報告がなされた。

(6)国土交通省からの説明

国土交通省住宅局建築指導課より、当常任理事会で地方センターの構想について説明したい旨の依頼があり、当常任理事会に井上俊之国土交通省住宅局建築指導課長及び宿本尚吾同建築指導課企画専門官が特別出席し、資料14に基づき「地方センターの体制について(素案)」の説明がなされた。また、これらについての関連情報として、沖縄県、静岡県の参考事例が説明された。なお、この内容については、あくまでも素案であり確定したものではない。今回の説明を踏まえ今後さらに調整のうえ、12月2日に開催される全国会長会議でも国土交通省から説明する予定である。説明された骨子は次のとおりである。

中央地方センターは地方地方センターからの要請や取次ぎに応じ、技術者の紹介、設計・法適合確認、相談対応を行う。

地方地方センターの機能として考えているものは次のとおりである。

・構造・設備設計技術者の紹介

・資格者の紹介業務(資格者リストは国土交通省において作成し、各地方地方センターに提供)

・必要に応じ、中央地方センターにおける設計・法適合確認業務の取次ぎ業務

・建築基準法・住宅瑕疵担保法の相談窓口

・建築基準法・住宅瑕疵担保法等にかかる建築士からの相談の取次ぎ。①アフェックに関する相談、4号建築物の増改築に関する設計相談、保険法人の設計施工基準に関する相談、耐震改修・耐震診断や省エネ設計に関する相談等(それぞれの相談についての取次ぎ先及び方法を記載したマニュアルを国土交通省において作成し、地方地方センターの担当者の負担を最大限軽減)

・建築基準法に関する要望(苦情や運用改善提案)の取次ぎ。各地方地方センターで受け付けた苦情、運用

改善提案の中央ホ－トセンターへの取次ぎ。ヒアリング機
関に関する苦情については、苦情箱等を活用し、各
ヒアリング機関に通知する。

.人材育成<検討中>

<配付資料>

- 資料1 第105回建築士事務所協会全国会長会議等の日程
と運営について
- 資料2 第34回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構
成の決定について
- 資料3-1 平成20年度上半期事業報告書
- 資料3-2 平成20年度上半期収支報告書
- 資料4 平成20年度収支予算更正について
- 資料5 UIA2011東京大会日本組織委員会からの要請への
対応について
- 資料6 平成20年12月通常理事会開催通知
- 資料7 建築士法改正等に係る国等の動向及び日事連の対
応について
- 資料8 四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び重
要事項説明解説書の発行について
- 資料9 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款の
検討状況等について
- 資料10 「憲章」デザイン(案)について
- 資料11 会員・構成員異動報告書
- 資料12 後援、協賛名義使用の件
- 資料13 経過報告
- 資料14 国土交通省住宅局建築指導課資料(ホ－トセンターの
体制について・素案)

■第34回建築設計制度等対応特別委員会・第19回 業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年10月28日(火) 15:05～17:30

会 場 日事連会議室

出 席 者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢
委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
望月 淳一、高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

委 員 大池 真人、近藤 敏春、近藤 剛啓、
佐々木宏幸、水谷 孝行

事務局:北野、恩田、鈴木、上原

欠 席 者

(建築設計制度等対応特別委員会 - 佐野 吉彦委員)

(業務報酬基準ワーキンググループ - 斉藤 俊夫主査、
立田 千秋委員)

<配付資料>

第33回建築設計制度等対応特別委員会・第18回業務報酬
基準ワーキンググループ 合同会議議事録

資料1-1: 業務報酬基準改定案に関するパブ リックコメントの募
集について

資料1-2: 業務報酬基準改定案に関する意見等

資料2: 工事監理ガイドライン(案)に対するヒアリング 調査関係
資料<委員会限り>

□前回議事録について修正等があれば10月31日(金)まで
に事務局へ連絡することとした。

議事1. 業務報酬基準改定案に関するパブ リックコメントに対する
当会での対応

○10/21にだされた業務報酬基準(昭和24年建設省告示第
1206号)改定案に関するパブ リックコメントについて、当会の意
見を検討した。

協議の結果、当会の意見として以下の事項をあげること
とした。

1) 定期的見直しについては、業務報酬基準の改定告示の
公示後、実態的にそぐわないところが出てくる場合が
あるので、おおよそ3～5年の期間で見直しを実施する
ことを明示していただきたい。

2) 別紙1の第三の技術料等経費は、標準的な考え方で数値
を示すようにしていただきたい。

3)別表第2の2の一 工事監理に関する業務の(3)については、施工図をみる範囲を限定するために「()設計図書に定めのある施工図等の検討・報告」,「(ii)設計図書に定めのある工事材料・設備機器等の検討・報告」としていただきたい。

4)別紙1の第一 業務報酬の算定方法の中で、「建築工事契約に関する事務」と「建築工事の指導監督の業務」は何を指すか示されていない。

別表第2の2の二 その他の業務の中で、前記に関わる業務内容が見受けられるが、それぞれの仕分けを明確に示していただきたい。

5)別添二の(注)3について、「～それぞれの種類の標準業務人・時間数を参考に、床面積の割合等を勘案して、～」とあるが、混在する建築物を単純に床面積で算定する根拠がないため、前記文言は削除して「3 別添一別表第1に定める複数の類型が混在する場合、あるいは同一の敷地内に複数の建築物が混在する場合、標準業務人・時間数については、別途算定することとする。」としていただきたい。

6)追加的な業務は、別添三(追加的な業務)で概要として書かれているが、個別に必要な業務を判断する上で具体的な追加的業務を示していただきたい。

なお、追加的業務は、標準外業務の表現にするのが適切であると考えるので、同表現にしていきたい。

○前記6)の標準外業務について、これまでに示されてきた追加的業務の中から大項目として告示に中で示していただきたい業務と住宅局長通達により技術的助言で示していただきたい業務に仕分けして、パブリックコメントにあげることとする。

仕分けの作業については、佐々木委員並びに榊原委員が担当し、たたき台(素案)を作成することとする。

そのうえで、業務報酬基準WGを11月5日に開催し、たたき台をベースにして検討を行うこととする。

(当日のWGは、建築設計制度等対応特別委員会の三栖委員

長、榊原委員並びに望月委員が特別出席する。)

WGで検討後、11月7日に合同会議を開催し、大会としてのパブリックコメントをまとめることとする。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告について

○本日10時より日事連より推薦した小規模事務所を対象にヒアリングを行った同資料2を提出し、佐々木委員より概略説明がなされた。

・同ガイドライン(案)は、業務報酬基準の改定告示の公示と同日に技術的助言として公表される予定である。

なお、公表後も(案)は付いたもので示される。

・各委員において、不明点等があれば佐々木委員へ直接連絡し確認をとることとする。

○資料2に関して、意見がある場合は11月4日(火)までに本会事務局宛メールで提出することとする。

議事3. その他

○次回「業務報酬基準ワーキンググループ」の日程について
平成20年11月5日(水)14:00～16:00 日事連会議室

○次回「建築設計制度等対応特別委員会・第19回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議」

平成20年11月7日(金)10:00～12:00 日事連会議室

■第35回建築設計制度等対応特別委員会・第21回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年11月7日(木) 10:05～12:15

会 場 日事連会議室

出 席 者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、望月 淳一、
高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 斉藤 俊夫

委 員 大池 真人、近藤 敏春、近藤 剛啓、

佐々木宏幸、立田 千秋、水谷 孝行

事務局：北野、吉田、鈴木、上原

欠 席 者

(建築設計制度等対応特別委員会 -

榊原 信一委員、佐野 吉彦委員)

<配付資料>

- ・ 第21回(11/5)業務報酬基準WG時の提出資料
- ・ 業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントの当会の意見
- ・ 追加的業務内容

11月5日に開催された業務報酬改定委員会幹事会で示された資料について、同日開催された第20回業務報酬基準WGでパブリックコメントを出すためのたたき台について検討を行った。WGには、三栖委員長、榊原委員並びに望月委員が特別出席した。検討結果について、当委員会に対しても意見があれば提出するよう連絡をしていたが、特に意見書等は出されなかった。

議事1. 業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントに対する
当会の意見のとりまとめについて

第21回(11/5)業務報酬基準WG時の提出資料を基に、業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントに対する当会の意見についてとりまとめるため、意見1から6及び追加的業務内容の表示について主に以下の検討を行った。

- ・ 意見1の業務報酬基準の定期的な見直しについては、定期的な見直し期間を「5年」とし、理由について「建築基準法改正後の業務量に係るサプルが少なかった」、「年々技術的革新が進む」ことを加筆することとする。
- ・ 意見2の技術料等経費の取扱いについては、「標準的な考え方を技術的助言で示す」と表記する。
- ・ 意見3の工事監理では前回の幹事会資料で示されていた方向で「工事施工」を「工事監理業務」とする。
- ・ 意見4の業務の分類の仕方については、従来の告示にあった施工計画を検討し助言する業務がなくなったことに伴い 建築工事の指導監督を削除したい。
- ・ 意見5の複合用途及び複数等の取扱いについては、3 別

添一別表第1に定める「複数の類型が混在」から「類型が複合する」とする。

- ・ 意見6の標準業務以外の業務の取扱いについては、現行告示の通達にある内容は告示に含まれるべきであるという基本方針に沿う必要がある。追加と標準外部分の記載があるはじめ2行は削除、「また、設計・工事監理に必要な調査・企画等に係る業務についても測量鑑定手続きの代理等であっても、標準業務以外の業務であると考えますので同様に示していただきたい。内容とともに併記してほしい追加的業務の内容については別紙のとおり表示していただきたい。」とする。

- ・ 別紙の部分については、「1. 調査・企画等に係る業務 建築主から設計遂行上の意思決定及び要求条件の整理のために必要となる業務で、法令その他周辺条件についての調査のほか、敷地の効果的な活用、必要な施設の機能・規模などを検討し、企画案の作成等の業務を行う。また、その企画案の内容によっては官公庁等から必要な情報の調査等を行う。」とする。

これらの検討結果を事務局で整理し、三栖委員長、岡本副委員長、佐々木委員、高津委員が国土交通省に対して11月11日または13日にパブリックコメントを提出することとした。

なお、佐々木委員より現在、幹事会WGの次回日程調整が行われており、追加的業務の内容についての検討及びパブリックコメントに対する対応の検討、技術的助言の作成が予定されているとの報告があった。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告
について

「11月5日付け工事監理ガイドライン(案)についてのコメント」として、11月5日に開催された工事監理ガイドライン策定委員会幹事会で示された工事監理ガイドライン(案)の前書き部分及び確認項目一覧表について岡本副委員長より主に以下の説明があった。

- ・ この工事監理ガイドラインは業務報酬基準1206号の別表2-2 工事監理に関する業務及びその他の業務の一工事監理に

関する業務の(4)工事と設計図書との照合、確認について
のガイドラインを示したもので工事監理に関する全てのガイ
ドラインを示すものではない旨を明記してほしい。

- ・ 士法に義務付けられる工事監理と、契約によって義務付
けられる工事監理を明確に分けて記述してほしい。
- ・ 検査項目一覧表のチェック箇所における削除しないほうが望
ましい項目について、コンクリート工事、鉄骨工事の各項目につ
いて説明があった。

11月11日に工事監理ガイドライン策定委員会幹事会WGが開催さ
れるため、10日(月)15:00までに意見があれば佐々木委員及
び事務局までe-mailにて提出することとし、佐々木委員が
意見をとりまとめ、幹事会WGに意見を出すこととした。

議事3. その他

○次回

「第36回建築設計制度等対応特別委員会・第22回業務報酬
基準ワーキンググループ 合同会議」

平成20年11月26日(水)14:00～16:00 日事連会議室

■第2回 教育・情報委員会概要

日 時 平成20年10月15日(水) 14:00～16:20

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

委 員 高橋 邦雄、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、
中岡 数夫、福島 正継

担当理事 山崎 善利(日事連副会長)

事務局：北野芳男、吉田 茂、恩田利昭、上原規子、
市川貴之、今泉光裕

欠席者 副委員長 宮原 克平

<配付資料>

第1回 議事録

資料1:「建築CPD情報提供制度」への取り組み・ご協力方お
願いの件について

資料2: 大学院における実務経験の審査基準(案)

資料3-1:「建築士定期講習」の実施協力について

資料3-2:「建築士定期講習」実施計画(案)-中間取りまとめ-

資料3-3:「建築士定期講習業務連絡会議」の開催について

資料4-1:「管理建築士資格取得講習」(みなし講習)実施状況

資料4-2:「管理建築士講習」(法定講習)の実施協力に係る
会場確保のお願いについて(案)

資料5-1:平成20年度における「管理講習・開設者研修」の
実施状況等について

資料5-2:平成20年「改正建築士法・政省令解説講習会」に
ついて

- ・ 第1回欠席委員の紹介が行われた。
- ・ 今泉職員の紹介があった。
- ・ 前回の議事録について意見等があれば事務局まで連絡す
ることとした。

1. 建築CPD情報提供制度への対応等について (資料1)

事務局より、単位会への取り組み協力依頼について、制度
の概要に併せて資料1に基づき主に以下の説明があった。

- ・ 今後、公共工事の設計・工事監理業務の受注者選定には
「建築CPD情報提供制度」(事務局: (財)建築技術教育普及セ
ンター)の実績を評価対象に組み入れる動きの更なる加速が
予測される。同制度の積極的な活用は会員建築士事務所
の利益に資する。
- ・ 更に各種講習・研修等のインセンティブになり、受講者数の増加
も見込まれるため、日事連及び単位会が制度に積極的に
取り組んでいる証となる。
- ・ 平成21年1月5日の改正建築士法の団体法定化条項の施行
により、日事連及び単位会は、法定団体として建築士事
務所の開設者及び建築士事務所に所属する建築士に対
する研修の開催義務が生じる。制度の活用はこの研修の
開催根拠となる。
- ・ 日事連には事務所を単位とする独自のCPD制度がなく、か
つ、独自の新しい制度の構築は難しい。
- ・ 制度の参加は、日事連及び各単位会がプロパゲータ(認定され
たプログラムの実施者)となることを提案し、その手続きと
会員建築士事務所所属の建築士に対する周知方法等に

について説明があった。

- ・プロダ業務には主に次がある プロダ認定申請(プロダ認定手数料が年間5万円(当該年度3月末まで・回数制限なし)の負担がある 実際にはプロダごと5千円の設定もある)、出席者データの送付、を行う必要がある。
- ・日事連が単位会分をとりまとめてプロダ業務を行うにあたっては、認定プロダ一覧に原則はプロダ名がのるため単位会名が直接掲載されない、日事連で全国的に行われるプロダや出席者情報の情報を常に迅速に対応することは難しいため、単位会でのプロダ認定申請等の機動的な動きがとりづらい。

説明に続いて、主に以下の発言があった。

- プロダ料(正確にはプロダ認定手数料)が単位会に年間5万円がかかるのは負担が重い。
- 積極的にCPDに取り組む姿勢として単位会がプロダになっても構わない。
- 統括的なCPDとして、日事連がプロダとして単位会分も一括とりまとめをすべきではないか。
この方法であれば単位会の料金負担も無くてすむ。
- 事務所が事務所協会に所属する以外、どこの団体にも所属していない建築士もいる。継続的な教育としてCPD制度参加の呼びかけは必要。
- 地方になるほど会員事務所所属の建築士の中に士会やJIAの会員が多い等、改めて建築CPD情報提供制度に参加する必要があるのか等地域の事情もある。士会独自のCPD制度に参加していても自動的に「建築CPD情報提供制度」に参加登録されない(一部単位士会を除く)。
- 単位会にはプロダ登録をして制度に参加いただきたいが、日事連としても単位会や会員建築士事務のニーズを捉えた全国的な講習会を検討したい。
- ブロック協議会等でも説明が必要ではないか。

「建築CPD情報提供制度」の参加を単位会に推進してくという点は一致している。取り組みを始めることが重要であることから、まずは単位会の事情を勘案して単位会がプロダイ

ダとなって参加を呼びかける方向で調整し、目的を明確にした発信文書として事務局で精査することとした。各ブロック協議会等での説明では建築CPD情報提供制度に取り組んでいくという方向性を示すこととした。

2. 大学院における実務経験の審査基準等について(資料2)
佐野委員長よりの基準(案)の概要に併せて主に以下の報告があった。

- ・大学院の実務経験の取扱いについて告示が公布され、これを受けて従来大学院はそのまま2年の実務経験として認められていたが、大学院在学中に一定単位以上のインターシップの単位取得が必要となる等の大学院における実務経験の審査基準(案)を(財)建築技術教育普及センターが近日まとめることとしている。
- ・今後実際にインターシップを受け入れる側の関係団体間での協議が行われていくこととなる。

追加情報があれば各委員に配信することとした。

3. 建築士定期講習について(資料3)

事務局より主に以下の報告があった。

- ・業務分担、受講料収入割振り額、当面の基本方針、当面のスケジュールについて、前回の委員会に続き9月常任理事会で承認をいただき、9月30日付で単位会へ「建築士定期講習」の実施協力についてを送付した。(資料3-1)
- ・申込書配布平成20年12月1日～10日、申請受付12月3日～10日の予定。
- ・当面の基本方針の中で、20年度の受講者が23年度中に再度の受講が必要である旨を記している。
- ・単位会ごとの受講標準想定人数について説明があった。
- ・資格種別によって受講及び考査時間が異なることを勘案した受講体制について、現在(財)建築技術教育普及センターと検討中である。
- ・実施計画の中間とりまとめの状況について説明があった。(資料3-2)
- ・管理建築士資格取得講習の際と同様に事務局職員向けに平成20年度「建築士定期講習業務連絡会議」を11月10日

に札幌・旭川・札幌にて開催することとしている。(資料3-3)

4. 管理建築士資格取得講習及び管理建築士講習について (資料4)

事務局より主に以下の報告があった。

- ・管理建築士資格取得講習(みなし講習)の実施状況について、追加受付等の状況を含めた中間報告があった。(現在(財)建築技術教育普及センターで受講者等の集計中)(資料4-1)
- ・『「管理建築士講習」(法定講習)の実施に係る会場確保(候補会場及び候補日程調査)のお願いについて(案)』(資料4-2)として、事務所協会会長あてに上半期平成21年2月～7月分の講習会場確保を依頼することとしている。
- ・申込書配布平成20年12月15日～24日、申請受付12月17日～24日の予定。

報告に続いて主に以下の発言があった。

- 全国統一のDVD講習は検討されているのか。考査があるため、講習の均一性の観点からも必要があるのでは。
- 講師が急病等、緊急用のDVDは作成しているが、現在DVDによる統一講習を行うことは予定していない。ただし、講習の統一化については、今後(財)建築技術教育普及センターとも協議していきたい。
- 単位会では、定期講習に併せて管理建築士講習も行うため、講師の手配に労力を要している。

5. その他の研修について(資料5)

事務局より主に以下の報告があった。

- ・平成20年度の「管理講習・開設者研修」の実施状況について報告があった。(資料5-1)
- ・管理講習・開設者研修の従来テキストは法令部分が弱いとの指摘が単位会よりあり、(財)建築技術教育普及センターとも協議して、管理建築士資格取得講習のテキスト該当部分を補助教材(「建築士法・その他法令に関する補助教材」として1,000部製本し、開催単位会に活用いただくこととした。
- ・本年11月28日に改正建築士法の施行されることによる関

係政省令の内容について建築士へ周知を図るため、平成20年「改正建築士法・政省令解説講習会」を日事連、建築士会共催で平成20年11月5日・6日に東京ビッグサイトで計4回開催することとしている。受講料は8,000～10,000円を予定している。ここに各地で講師となる方に参加いただき、各地で同様の講習会を開催することとしている。

6. その他

- 次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成20年12月18日(金)13:00～15:00 日事連会議室

■ 行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成20年

12月18日 教育・情報委員会

19日 全国大会実行特別委員会

22日 臨時常任理事会

平成21年

1月16日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会

20日 広報・渉外委員会

29日 構造技術専門委員会

■ 11月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成20年11月1日～11月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	661	- 1	5,707	11.6	212		32.1
青 森	141		1,245	11.3	30		21.3
岩 手	279	+ 1	1,353	20.6	54		19.4
宮 城	258	- 1	2,757	9.4	51		19.8
秋 田	174		1,678	10.4	45		25.9
山 形	195		1,658	11.8	46		23.6
福 島	178	+ 2	2,104	8.5	48		27.0
茨 城	501		2,773	18.1	128		25.5
栃 木	173		1,840	9.4	86	+ 1	49.7
群 馬	175		2,340	7.5	89		50.9
埼 玉	554		6,274	8.8	90	+ 1	16.2
千 葉	401		4,491	8.9	87		21.7
東 京	1,259		18,300	6.9	299	+ 5	23.7
神奈川	759		7,662	9.9	142	+ 2	18.7
新 潟	280		2,924	9.6	94		33.6
長 野	558		2,945	18.9	111	+ 1	19.9
山 梨	116	- 4	1,091	10.6	12		10.3
富 山	242		1,572	15.4	51		21.1
石 川	257		1,664	15.4	53		20.6
福 井	246		1,189	20.7	56	+ 1	22.8
静 岡	520		4,030	12.9	126	+ 1	24.2
愛 知	628	- 2	6,039	10.4	136		21.7
三 重	184	- 1	1,722	10.7	63	+ 1	34.2
滋 賀	202		1,492	13.5	32	+ 2	15.8
京 都	270		2,610	10.3	77	+ 1	28.5
大 阪	1,050		8,101	13.0	169	+ 1	16.1
兵 庫	503		4,481	11.2	127	+ 1	25.2
奈 良	133	- 3	1,103	12.1	18		13.5
和歌山	118		916	12.9	24		20.3
鳥 取	85	- 1	648	13.1	42		49.4
島 根	158		935	16.9	49		31.0
岡 山	469		1,934	24.3	55	+ 1	11.7
広 島	384		3,040	12.6	110	+ 1	28.6
山 口	127		1,610	7.9	37		29.1
徳 島	100		1,161	8.6	14		14.0
香 川	105		1,550	6.8	15		14.3
愛 媛	129	+ 1	1,526	8.5	21	+ 1	16.3
高 知	154		895	17.2	16		10.4
福 岡	521	+ 2	4,491	11.6	128		24.6
佐 賀	171		789	21.7	29		17.0
長 崎	225		1,112	20.2	37		16.4
熊 本	227		1,713	13.3	79		34.8
大 分	207	- 1	1,189	17.4	38		18.4
宮 崎	145	- 1	1,554	9.3	69		47.6
鹿児島	320		1,700	18.8	73		22.8
沖 縄	168	- 4	1,470	11.4	42		25.0
計	14,710	- 13	129,378	11.4	3,410	+ 21	23.2

建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。